

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(10) —

坂 柳 明

1. はじめに—「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況を解消するための「経営上の対応」がもたらす結果との関係で財務諸表の注記に示される余地がある状況はどのような状況か

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきたが、現行監査基準で想定されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、日本公認会計士協会（2009）が示している「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」（〔制度1-1〕(1)~(3)）を参照すると、〔制度1-1〕(1)~(3)においては、①：「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況（〔制度1-1〕(1)）、及び②：「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況（〔制度1-1〕(2)）、そして、③：「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況（〔制度1-1〕(3)）が、財務諸表の注記に示される、と考えられていることがわかる。

[制度1-1] 一日本公認会計士協会 (2009), 参考文例

(1): 「[連結財務諸表注記 文例1]

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社にに対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目的に計画しています。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

(2): 「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

(3): 「[財務諸表注記 文例3]

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目的に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

ここで、[制度1-1] (1)~(3)の内容を踏まえると、[1]:[制度1-1] (1)に見られる「対応策」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況を「解消」するための「対応策」であり、[2]:[制度1-1] (2)に見られる「対応策」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況を「解消」するための「対応策」であり、[3]:[制度1-1] (3)に見られる「対応策」は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況を「解消し又は改善」するための「対応策」であることがわかる。そうすると、(1):[制度1-1] (1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況を「解消」するための「対応策」との関係で、[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び(2):[制度1-1] (2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況を「解消」するための「対応策」との関係で、[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、(3):[制度1-1] (3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社」が「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況を「解消し又は改善」するための「対応策」との関係で、[制度

1-1] (3)に見られる「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況については、次のことが言える。

それは、①：「先方の最終的な意思表示が行われていない」こと（[制度1-1] (1)）、及び②：「先方との最終的な合意が得られていない」こと（[制度1-1] (2)）、そして、③：「関係者との協議を行いながら進めている途上である」こと（[制度1-1] (3)）に注目すると、[制度1-1] (1)~(3)においては、それぞれの状況に見られる「対応策」があっても、その「対応策」が、経営者の期待通りの結果¹⁾をもたらさない可能性がある²⁾ことが示唆されている、と解釈できるということである。このことを踏まえると、[1]：「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況（[制度1-1] (1)）、[2]：「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況（[制度1-1] (2)）、[3]：「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況（[制度1-1] (3)）は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）と記述できるので、[制度1-1] (1)~(3)には、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況が示されている、と解釈できることになる。

ここで、次の問題が生じる。それは、一般に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況を解消するための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」がもたらす結果との関係で、財務諸表の注記に示される余地がある状況は、上記の※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等

1) 本文で述べた「期待通りの結果」として、例えば、「売上の増加」、「資金の調達」を想定することができる。

2) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「という事象が発生する可能性がある」（☆1）と記す必要がある場合でも、この☆1から「という事象が発生する」を省くことにする。例えば、「「…もたらさない」という事象が発生する可能性がある」という記述であれば、「…もたらさない可能性がある」と記すことにする。

の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況に限られるのか、という問題である。本稿では、この問題を考察する。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に従って監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、この問題の考察は、重要である。

他方、[1]:[制度1-1](1)に見られる「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述、及び[2]:[制度1-1](2)に見られる「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述、そして、[3]:[制度1-1](3)に見られる「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述の中の、「ため」という理由を表す記述を踏まえると、①:「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況([制度1-1](1))、及び②:「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況([制度1-1](2))、そして、③:「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況([制度1-1](3))は、[制度1-1](1)~(3)に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される場合に、「[制度1-1](1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」として、[制度1-1](1)~(3)のそれぞれに示されることがわかる。そうすると、前段落で示した問題を考察するに当たっては、上記の①~③に示した状況を一般的に記述した、先に述べたような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)ではない状況が

何かあるとして、その状況は、財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される場合に、その財務諸表の注記に示されることになるのか、という問題³⁾が生じることがわかる。

この問題を踏まえた上で、まず、[1]:第2節の(1)では、株式会社ソフトフロント(以下、「ソフトフロント社」とする)の2016年連結財務諸表の注記を示し、坂柳(2017)及び坂柳(2016)から得られた知見をもとに、ソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があるかどうかを判定する方法を示す。次に、[2]:第2節の(2)では、①:第2節の(1)で示した方法に基づいて、ソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はないことを指摘し、②:ソフトフロント社の同注記に見られる「当該状況」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況を指している、という推察のもとで、その注記には、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述から、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述を除いた、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示されることになる、ということを指摘する。

3) 本文で示した問題(☆2)は、[制度1-1](1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、①:「対応策に関する先方の最終的な意思表明が行われていない」状況([制度1-1](1))、及び②:「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況([制度1-1](2))、そして、③:「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況([制度1-1](3))とともに、[制度1-1](1)~(3)のそれぞれに示されていることを前提にした上で、提示した問題である。従って、上記の☆2を提示するに当たっては、[制度1-1](1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[制度1-1](1)~(3)のそれぞれに示される余地はあるのか、という問題を考察する必要はない。

そして、[3]：第2節の(3)では、いわさきコーポレーション株式会社（以下、「いわさき社」とする）の2009年連結財務諸表の注記を示し、その注記には、「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述は示されているが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示されていないことを指摘した上で、次のことを示す。それは、(1)：前段落の [2] で指摘した、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断している旨のみが示される記述、及び(2)：上で指摘した「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述から、一般的に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）を想定することができる、ということである。

続く第3節では、第2節の考察を踏まえて、将来の開示制度を設計するに当たっての指針になり得るところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張（※3）を提示する。他方、第3節では、株式会社セレブリックス（以下、「セレブリックス」とする）の2012年連結財務諸表の注記を踏まえた上で、上記の※3とは一部異なる主張（第3節に示した[主張A]を参照）を示し、その主張を評価した上で、上記の「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）と、先に述べた「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）について言えば、上記の※3は、①：「※2のみ」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味しているのではなく、

②：「※2のみ」又は「※1及び※2」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味していることを指摘する。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地がない財務諸表の注記に示されていると解釈できる、「経営上の対応」によって「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況

(1) 財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地があるかどうかを判定する方法

まず、ソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記（（継続企業の前提に関する事項））を見てみよう（[事例2-1]）⁴⁾。この[事例2-1]には、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述が見られるが、この記述及び[事例2-1]の内容を踏まえると、この記述に見られる「当該状況」は、「以上の施策」、即ち、「以下に示す3つのテーマに係る施策」、即ち、「①新たな市場への挑戦」、「②スピーディなニーズ対応」、「③環境適応力の強化」に係る「施策」を「実施」することによって「解消」される、と判断されていることがわかる。また、[事例2-1]の内容を踏まえると、「当社グループ」の「施策」を「実施」することによって「解消」される、と判断されている「当該状況」は、「当社グループ」が「当連結会計年度において、営業損失452,869千円、経常損失468,101千円、親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円を計上」し、「5期連続の営業損失の計上、また、3期連続の営業キャッシュ・

4) 本稿で示す財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

フローのマイナスの計上となって」いる状況，という形の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況を指している，と推察される。

【事例2-1】一ソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記

「当社グループは，当連結会計年度において，営業損失452,869千円，経常損失468,101千円，親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円を計上し，5期連続の営業損失の計上，また，3期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となっており，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは，当該状況を解消して早期黒字化を図ることが優先課題であり，新しく策定した中期経営計画に基づき，以下に示す3つのテーマに係る施策を積極的に推進し，当社グループにおける業績回復を進めて参ります。

①新たな市場への挑戦

新たに『コミュニケーションプラットフォーム事業』及び『ネットとリアル融合事業』を展開し，新しい市場に挑戦します。新サービスの提供により，大手通信事業者などの既存顧客のみならず，『ネットサービス事業者』やネットの活用・展開が未だ不十分な『リアルな事業者』等を取り込み，顧客層を拡張することでビジネスのチャンスを広げます。

②スピーディなニーズ対応

M&A等により強化したグループ内外のリソースや市場を柔軟に組み合わせることで，迅速にサービスを創出・提供いたします。

翌連結会計年度は，特に各事業会社の既に対象としている市場を共有することで，新たな顧客のニーズを発掘し，併せて，グループ内の既存リソースを融合することで，素早く価値を提供する活動に注力します。

③環境適応力の強化

早期に収益を確保するため，M&Aを基軸に，事業基盤の強化に取り組みます。また，スピーディな事業展開ができるようにグループ経営体制に移行いたします。各子会社は個々の強みに特化した事業展開に専念するとともに，持株会社が『戦略策定』・『資源配分』等，全体的な視点から，グループをコントロールすることで，柔軟に環境に適応できる経営を目指します。

当社グループは，Oakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当により発行される新株式の発行並びに第9回新株予約権の発行及び行使によって当連結会計年度末までに調達した1,014,209千円の資金により，平成28年4月26日に株式会社筆まめを子会社化しており，上記M&Aによる事業展開に着手しております。当連結会計年度末時点で第9回新株予約権の504,000千円の未行使額がありましたが，その後，同新株予約権の一部行使がありました。さらに未行使の第9回新株

予約権の全ての行使により、追加の資金調達を進めた上でさらなるM&A等を活用し、上記施策を推進して参ります。

以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

この[事例2-1]については、次の問題が生じる。それは、[事例2-1]には、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という形で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されているが、そもそも[事例2-1]に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題(※4)である。

この問題を考察するに当たって、まず、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定できない場合には、指している内容が特定できないところの、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、[事例2-1]に示される余地はない。また、坂柳(2017, 49)において、企業会計審議会(2009)、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈⁵⁾が示された上で、坂柳(2017, 55-56)では、一般に、財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によ

5) この「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」については、坂柳(2017, 56-57)に示した脚注2から脚注4の内容も参照。なお、坂柳(2017, 57)に示した脚注4の「『…状況』が指して…」は、「『…状況』を指して…」の誤りである。

てどのような形で特定しても、その特定された内容が、財務諸表の注記に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、その財務諸表の注記に示される余地はなく、その財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「追記情報」（一般的には、「情報提供」）としても、示される余地はないことを指摘した。このことを、上記の問題、即ち、※4に当てはめると、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、上記の「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈し、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、[事例2-1]に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、[事例2-1]に示される余地がない、ということになる。

ここで、次の問題が生じる。それは、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈し、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、解釈によって特定でき、その内容が[事例2-1]に示されていないければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、[事例2-1]に示される余地があるのか、という問題（※5）である。

〈1〉：この問題を考察するに当たっては、坂柳(2016)の議論⁶⁾が参考になる。まず、(1)：坂柳(2016, 102-105)では、株式会社ビーマップ（以下、「ビーマップ」とする）の2009年連結財務諸表の注記（以下の「事例2-2」を参照）の中の、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものと

6) 詳しくは、坂柳(2016)を参照頂きたいが、坂柳(2016)では、本文で示した坂柳(2017)と同様に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈のもとで、議論が行われている。

は認められない」(傍線筆者)という記述を踏まえた上で、「当該状況」,即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる、「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況が、「将来においても解消されない」ことに注目し、「その対応策を含む事業計画」があっても、将来に「連結営業損失が計上されること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、「事例2-2」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している旨が指摘された。また、(2):坂柳(2016, 102-105, 109-110)では、この「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、「事例2-2」中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述を踏まえて、上の(1)で述べた意味で「想定された状況」であり、「事例2-2」には示されていないため、この「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「事例2-2」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「事例2-2」に示される余地がある旨が指摘された。

[事例2-2] —ピーマップの2009年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、第12期(平成22年3月期)においては、①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成、②投資の統制及びモニタリング、③原価率低減と品質管理、の三点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

しかしながら、第12期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画

が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続性の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

他方、[事例2-2]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」(傍線筆者)状況は、「(その対応策を含む)事業計画」が、上記の記述に見られる「当該状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる、「当社グループ」が「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況を「解消」するかどうかについて、「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができる。また、[事例2-2]中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません」(傍線筆者)という記述は、「ため」という理由を表す記述を踏まえると、上記の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況によって、[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が生じることを示している、と理解でき、この「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況は、「[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であることがわかる。他方、上記の「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況については、そこで想定されている「当該状況」が「解消」されない」という事象は、一般的には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」([事例2-2]においては、「事業計画」)が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって生じる、と記述できるので、この「事

業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「当社グループ」が「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている」状況、と捉えることができる。

〈2〉：次に、(1)：坂柳（2016, 106-108）では、株式会社関門海（以下、「関門海」とする）の2011年連結財務諸表の注記（以下の〔事例2-3〕を参照）の中の、「債務超過の解消についても不透明である」という記述を踏まえた上で、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、将来に「債務超過が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合に、〔事例2-3〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している旨が指摘された。また、(2)：坂柳（2016, 106-108, 109-110）では、この「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、〔事例2-3〕中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述を踏まえて、上の(1)で述べた意味で「想定された状況」であり、〔事例2-3〕には示されていないため、この「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、〔事例2-3〕に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔事例2-3〕に示される余地がある旨が指摘された。

【事例2-3】一関門海の2011年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において営業利益56,249千円、営業活動によるキャッシュ・フロー49,319千円を計上しているものの、当連結会計年度末の短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを大幅に上回る状況となっております。また、当連結会計年度において、775,965千円の当期純損失を計上した結果、781,955千円の債務超過となっております。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社グループといたしましては、キャッシュ・フローを重視した経営改善を目指すとともに、取引金融機関との契約条件について協議を行い、長期的な資金調達の安定化に取り組んでまいります。また、事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存であります。

しかしながら、取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

他方、[事例2-3]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」(傍線筆者)状況は、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」が、上記の記述に見られる「債務超過」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況」を生み出す原因の1つである、「当社グループ」にとっての「債務超過」を「解消」するかどうかについて、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができる。また、[事例2-3]中の「債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述は、「ため」という理由を表す記述を踏まえると、上記の「債務超過の解消についても不透明である」状況によって、[事例2-3]で記述されている「継続企業の

前提に関する重要な不確実性」が生じることを示している、と理解でき、この「債務超過の解消についても不透明である」状況は、「[事例2-3]」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であることがわかる。他方、上記の「[事業計画の大幅な見直し]」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況については、そこで想定されている「[債務超過]」が「解消」されない」という事象は、一般的には、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」（[事例2-3]）においては、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって生じる、と記述できるので、この「[事業計画の大幅な見直し]」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「当社グループ」にとっての「債務超過」のような、「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている」状況、と捉えることができる。

(2) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地がないソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記

以上の本節の(1)の〈1〉から〈2〉までの議論、及び〈2〉から前段落までの議論を踏まえると、本節の(1)で示した※5、即ち、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、解釈によって特定できたとしても、その内容が、[事例2-1]に示されていないければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、[事例2-1]に示される余地があるのか、という問題については、次のことが言える。それは、[1]：[事例2-1]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されるためには、[事例2-1]で記述されている「継

継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」であり、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況を解消するための、(1)：[事例2-2]中の「事業計画」、及び(2)：[事例2-3]中の「事業計画の大幅な見直し」と「増資を含めた資本政策」のような、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」があっても、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、①：[事例2-2]において想定された、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる、「連結営業損失が計上される」という事象、及び②：[事例2-3]において想定された、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる、「債務超過が解消されない」という事象のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない」という事象が、[事例2-1]において想定されなければならない、ということである。そして、[2]：そのような「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない」という事象が、[事例2-1]において想定されるためには、(1)：[事例2-2]において想定したところの、「[事例2-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」である、「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、及び(2)：[事例2-3]において想定したところの、「[事例2-3]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」である、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況のような、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因

となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている」状況が、[事例2-1]に示されていないなければならない、ということである。

つまり、[事例2-1]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されるためには、前段落の議論より、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている状況が、[事例2-1]に示されていないなければならないことになる。しかし、[事例2-1]には、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述は見られるが、「[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であるところの、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている状況は、[事例2-1]には示されていない。

従って、先ほど述べたような、(1):[事例2-2]において、「事業計画」があっても想定された、「連結営業損失が計上される」という事象、及び(2):[事例2-3]において、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても想定された、「債務超過が解消されない」という事象のような、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況が解消されない」という事象を想定するための、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている状況が、[事例2-1]には示されていないので、本節の(1)に示した問題のうち、※5については、次のことが言える。それは、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が、解釈によって特定でき、その内容が[事例2-1]に示されていないとしても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例2-1]に示される余地はない、ということである。

そうであれば、本節の(1)に示した問題のうち、※4、即ち、そもそも[事例2-1]に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、

示される余地があるのか、という問題については、次の3つのことが言える。まず、1つ目は、本節の(1)で述べたように、①：[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定できない場合には、指している内容が特定できないところの、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、[事例2-1]に示される余地はない、ということであり、2つ目は、②：[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈し、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、[事例2-1]に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、[事例2-1]に示される余地がない、ということである。そして、3つ目は、③：2つ前の段落で述べたように、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない」という事象を想定するための、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」が解消されない可能性があることが示唆されている状況が、[事例2-1]に示されていないことを踏まえると、[事例2-1]には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はない、ということである。そうであれば、[事例2-1]中の「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述から、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が除かれることになるので、[事例2-1]には、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断して」いる旨のみが示されることになる。

ここで、本節の(1)で述べたように、[事例2-1]中の「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性

が認められます」(傍線筆者)という記述に見られる「当該状況」,即ち,「当社グループ」の「施策」を「実施」することによって「解消」される,と判断されている「当該状況」は,「当社グループ」が「当連結会計年度において,営業損失452,869千円,経常損失468,101千円,親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円を計上」し,「5期連続の営業損失の計上,また,3期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となって」いる状況,という形の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況を指している,と推察されるので,前段落で述べたところの,[1]:「[事例2-1]には,「以上の施策を実施することにより,収益基盤を確保し経営の安定化を図り,当該状況が解消されると判断して」いる旨のみが示されることになる」という主張は,[2]:「[事例2-1]には,「以上の施策を実施することにより,収益基盤を確保し経営の安定化を図り,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示されることになる」という主張を意味していることになる。この主張を踏まえて,以下の議論では,[事例2-1]中の「以上の施策を実施することにより,収益基盤を確保し経営の安定化を図り,当該状況が解消されると判断しておりますが,現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述から,「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述を除いた後の,「以上の施策を実施することにより,収益基盤を確保し経営の安定化を図り,当該状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される[事例2-1],即ち,「以上の施策を実施することにより,収益基盤を確保し経営の安定化を図り,「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される[事例2-1]を,「修正された[事例2-1]」とする。

- (3) 「[経営上の対応]によって「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況が示されると解釈できる財務諸表の注記

次に,以下に示すいわさき社の2009年連結財務諸表の注記(【継続企業の前

提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】)を見てみよう([事例2-4])。この[事例2-4]には、「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述が見られるが、この記述及び[事例2-4]の内容を踏まえると、[事例2-4]においては、「翌期に策定、実施」する「改訂中期経営計画ライズVer.2」によって、「継続企業の前提に関する重要な疑義」を「解消」できるもの、と判断されていることがわかるが、[事例2-4]に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義」と、そのような「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる状況の關係に注目すると、[事例2-4]においては、「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる状況、即ち、「当社グループ」が「前連結会計年度において2,545,682千円、当連結会計年度においても2,182,838千円の当期純損失を計上」している状況が、上記の「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述に見られる、「改訂中期経営計画ライズVer.2」によって「解消」される状況が、想定されていることがわかる。

[事例2-4] ーいわさき社の2009年連結財務諸表の注記

「当社グループは、前連結会計年度において2,545,682千円、当連結会計年度においても2,182,838千円の当期純損失を計上し、現時点では継続企業の前提に関する重要な疑義及び当グループを取りまく経営環境の変化に関わる不確実性が認められます。

当該状況は、昨年におこりましたエネルギー高騰問題にて秋口まで、それ以降アメリカ発の金融不安に端を発した世界同時不況の荒波を受けて、経済環境は急激に悪化しほとんどの産業で景気後退の局面に立たされ、例外なく当社グループをとりまく経営環境も厳しくなったことによります。

昨年同様(1)バス事業における規制緩和による競争激化や自家用自動車の普及、少子化・過疎化による乗客数の減少、および生活維持路線の補助金の横ばいであること。

(2)海上運送事業における鹿児島ー種子島・屋久島航路の高速船事業で競合他社の不当に低価格な運賃に理不尽にて対抗する為、平成20年9月25日まで値下げせざるをえない状況に追い込まれていたこと。

(3)原油価格の高騰による燃料費の大幅なコストアップと景気の悪化によりバス事業、海上運送事業ともに秋口まで事業収益に大きなマイナス要因となったこと。などが主たる要因であります。

当社グループは、本年度を初年度とする「ライズ3.0Ver.1」を策定し、経営体質の強化、燃料価格の高騰に対応した料金の見直しなど収益性の改善を推し進めて総合的に改革を断行し、一定の収益確保を図るべく行動してまいりました。

この「ライズ3.0Ver.1」における、高速船事業での収益改善策の実施、バス事業、フェリー事業での運賃値下げ、および新路線への参入を実施、海上事業における新船の投入など具体的に実施可能な対応策に既に実行に移しております。内訳として、

(1)貨物事業

①平成20年4月1日をもって千石西濃運輸株式会社の貨物運送事業をセイノーホールディングス株式会社の子会社である九州西濃運輸株式会社へ営業譲渡を実施するなど縮小均衡、人員合理化を実施しました。

(2)バス事業

①平成20年8月には鹿児島市を除く全路線の8割で運賃値上げを実施。

②平成20年12月15日からは新たに需要の開拓と喚起を図る為、鹿児島市中心部を現行の1区間180円から150円に値下げを実施。

③平成20年11月1日からは鹿児島市の紫原地区に本格参入。

④平成21年2月22日からは鹿児島市玉里団地方面に本格参入。

⑤離島関連事業で奄美交通株式会社の事業譲渡、種子島の路線バスの廃止など不採算事業の合理化、廃止を致しました。

(3)海上運送事業

①長引く燃料高騰を受けて平成20年9月26日から種子島・屋久島航路でのパンカーサーチャージ（燃料油価格変動調整金）の導入による収益改善策の実施。

②フェリー事業での屋久島航路への平成20年12月22日からの新船投入実施。

このように具体的に施策を実行することによって、今期は営業利益ベースで931,862千円、経常利益ベースで1,297,673千円もの前年比改善を確保しており、翌年に策定、実施いたします「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業的前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております。従いまして、連結財務諸表は継続企業的前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」（傍線筆者）

一方、本節の(2)で示した「修正された〔事例2-1〕」と、上記の〔事例2-4〕を対比すると、まず、次のことがわかる。それは、(1):「修正された〔事

例2-1]], 即ち, 「以上の施策を実施することにより, 収益基盤を確保し経営の安定化を図り, 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される[事例2-1]においては, 本節の(2)で述べたように, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が除かれている, という意味で, また, (2): [事例2-4]においては, 「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述は示されているが, 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示されていない, という意味で, 「修正された[事例2-1]」及び[事例2-4]には, 共に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない, ということである。

他方, ①: 本節の(2)で述べた「修正された[事例2-1]」, 即ち, 「以上の施策を実施することにより, 収益基盤を確保し経営の安定化を図り, 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される[事例2-1]においては, 「施策」を「実施」することによって, 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消される状況が, 想定されていることがわかる。また, ②: [事例2-4]に見られる「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述を踏まえると, [事例2-4]においては, 「改訂中期経営計画ライズVer.2」によって, 「継続企業の前提に関する重要な疑義」が解消される状況が, 想定されていることがわかるが, 先ほど述べたように, [事例2-4]に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義」と, そのような「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる状況との関係に注目すると, [事例2-4]においては, 「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる状況, 即ち, 「当社グループ」が「前連結会計年度において2,545,682千円, 当連結会計年度においても2,182,838千円の当期純損失を計上」している状況が, 上記の「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消でき

るものと判断しております」という記述に見られる、「改訂中期経営計画ライズVer.2」によって「解消」される状況が、想定されていることがわかる。

ここで、前段階で述べたことを踏まえた上で、「修正された〔事例2-1〕」及び〔事例2-4〕について、「経営者による判断」という要素を考慮すると、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、〔1〕：「修正された〔事例2-1〕」には、「施策」を「実施」することによって、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消される、と経営者が判断している状況が示されている、と解釈できるということである。また、2つ目は、〔2〕：〔事例2-4〕には、「改訂中期経営計画ライズVer.2」によって、「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる、「当社グループ」が「前連結会計年度において2,545,682千円、当連結会計年度においても2,182,838千円の当期純損失を計上」している状況が解消される、と経営者が判断している状況が示されている、と解釈できるということである。

そうすると、前段落の〔1〕及び〔2〕で述べたことを踏まえて、(1)：①：「修正された〔事例2-1〕」に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況と、②：〔事例2-4〕に見られる「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる状況を、一般的に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況と捉え、(2)：①：「修正された〔事例2-1〕」に見られる「施策」、及び②：〔事例2-4〕に見られる「改訂中期経営計画ライズVer.2」を、一般的に「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と捉えれば、次のことが言える。それは、〔1〕：「修正された〔事例2-1〕」、即ち、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される〔事例2-1〕において、及び〔2〕：〔事例2-4〕に示されている、「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述から、一般的に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因とな

る状況が解消されると経営者が判断している」状況（前節で示した※2）を想定することができる、ということである。そして、「修正された〔事例2-1〕」及び〔事例2-4〕には、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況が示されている、と解釈できる。

3. 将来の開示制度の設計に当たっての指針—「経営上の対応」によって「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している状況は、財務諸表の注記に示される余地があるという主張の意味

前節の(3)で示した※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況については、次の主張が可能である。それは、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張（第1節で示した※3）である。

ここで、この主張に対して、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）がある場合に、次の主張を行う論者がいるかもしれない。それは、「※2がある」ことは、(1)：前節の(2)で示した「修正された〔事例2-1〕」に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社グループ」が「当連結会計年度において、営業損失452,869千円、経常損失468,101千円、親会社株主に帰属する当期純損失491,675千円を計上」し、「5期連続の営業損失の計上、また、3期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスの計上となって」いる状況、及び(2)：前節の

(3)で示した〔事例2-4〕に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義」を生み出す原因となる、「当社グループ」が「前連結会計年度において2,545,682千円、当連結会計年度においても2,182,838千円の当期純損失を計上」している状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」が、そもそも財務諸表の注記に示される余地がなくなることを意味するので、結果として、上記の※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況も、財務諸表の注記に示される余地がなくなる旨の主張である。

しかし、次のことには注意する必要がある。それは、前段落で述べたような、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況がある場合でも、その「経営上の対応」によって、前段落で述べたような「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」は、解消されていないということである。このことを踏まえると、そのような「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」は、「継続企業の前提が疑わしい」状況において必要になる財務諸表の注記に示される余地があることになる。

そうすると、次のことが言える。それは、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」が財務諸表の注記に示されている場合に、経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、その「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消される、と判断する経営者を想定することができるので、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）は、「継続企業の前提が疑わしい」状況において必要になる財務諸表の注記に示される余地がある、ということである。そうであれば、2つ前の段落で示したような、上記の※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前

提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況が、財務諸表の注記に示される余地がなくなる旨の主張は、誤りであることがわかる。

次に、先ほど述べた※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張に対して、※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況は、財務諸表の注記に示される余地があるとしても、※3とは異なる主張がなされる可能性がある。その主張については後述するが、その前に、その主張を理解するための事例として、以下のセレブリックスの2012年連結財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する事項】）を見てみよう（〔事例3-1〕）。

〔事例3-1〕—セレブリックスの2012年連結財務諸表の注記

「当社グループは、前連結会計年度まで5期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失56,824千円、当期純損失320,855千円を計上した結果、191,551千円の債務超過になっております。

これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

これらの状況を解消するため、当社グループは、「営業収益の確保」、「資金調達に伴う財務体質の改善」及び引き続き「コスト低減及びコントロール」に取り組んでまいります。

<営業収益の確保>

平成25年3月期におきましては、組織体制運営スタンスは変更せず、コンサルティング事業においては更なる顧客拡大を、アウトソーシング事業におきましては、更なる収益の上乗せをいたします。また、グループ運営におきましては、セレブリックス・ヘルスケア株式会社で行うワイヤレスホルタ心電計「Car Pod」の本格的拡販を実行いたします。当連結会計年度より提携交渉しております大手

医療ディーラー等との早期契約の締結を目指します。

また、Eコマース事業を運営する100%子会社であるデーイー株式会社は、そのマーケットそのものの拡大に乗り、確実な営業収益を安定的に確保できる事業であります。

これらのことより、平成25年3月期におきましては、確実な営業収益の確保を目指します。

<資金調達に伴う財務体質の改善>

純資産の回復につきましては、上記の営業収益の確保により最大限の回復を目指します。併せて、第三者割当増資や新株予約権の行使等を行うことにより、必要な資金を調達し、早い段階で債務超過を解消することに最大限注力しております。現在、第三者割当増資を行う予定で投資家と交渉中であります。

また、安定的経営のベースとなる財務基盤を確保することを目的に、借入金の返済条件の変更交渉を金融機関と行っております。

<コスト低減及びコントロールの継続>

当連結会計年度から行っておりました役員報酬の減額を引き続き継続いたします。また販管人件費や本社事務所等地代賃料の大幅な削減によって圧縮した固定費ではありますが、業績の回復に伴う逼迫したオフィス環境を改善するための必要コストも他の販管費削減と併せて行うことにより、引き続きコスト低減が継続できるようコントロールしてまいります。

上記の対応策を実施することにより当該状況を解消できるものと判断しておりますが、資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

まず、[事例3-1]には、「上記の対応策を実施することにより当該状況を解消できるものと判断しております」(傍線筆者)という記述が見られるが、この記述及び[事例3-1]の内容を踏まえると、この記述に見られる「当該状況」は、「当社グループ」の「対応策」、即ち、「営業収益の確保」、「資金調達に伴う財務体質の改善」、「コスト低減及びコントロール」を「実施」することによって「解消」される、と判断されていることがわかる。また、[事例3

－1]の内容を踏まえると、「当社グループ」の「対応策」を「実施」することによって「解消」される、と判断されている「当該状況」は、「当社グループ」が「前連結会計年度まで5期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上」しており、「前連結会計年度」においても、「営業損失56,824千円、当期純損失320,855千円を計上した結果、191,551千円の債務超過になって」いる状況、という形の「将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を指している、と推察される。

そうであれば、[事例3－1]中の「上記の対応策を実施することにより当該状況を解消できるものと判断しております」という記述、及び[事例3－1]の内容を踏まえると、[事例3－1]においては、「対応策」を「実施」することによって、「当該状況」、即ち、「将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況」が解消される状況が、想定されることがわかる。このことを踏まえた上で、[事例3－1]について、「経営者による判断」という要素を考慮すると、次のことが言える。

それは、[事例3－1]には、「上記の対応策を実施することにより当該状況を解消できるものと判断しております」という記述の形で、「対応策」を「実施」することによって、「将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況」が解消される、と経営者が判断している状況が示されている、と解釈できるということである。そうであれば、(1):上記の「将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を、一般的に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況と捉え、(2):[事例3－1]に見られる「対応策」を、一般的に「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と捉え、[事例3－1]には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（前節の(3)で示した※2）が示されている、と解釈できることがわかる。

しかし、[事例3－1]には注意する必要がある。それは、[事例3－1]に

は、「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述（※6）が見られるからである。

この記述を理解するに当たって、2009年に監査基準が改訂された後に整備された開示制度である、(1):「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2009年4月20日改正）の第8条の27（〔制度3-1〕⁷⁾、及び(2):日本公認会計士協会（2009）の「7. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度3-2〕）を見てみよう。まず、①:〔制度3-1〕においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」（傍線筆者）が示されていること、及び②:〔制度3-2〕においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」（傍線筆者）が示されていることを踏まえると、前段落で述べた※6、即ち、「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述について、「〔事例3-1〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が生じる「理由」は、「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第」であること」である、という解釈のもとでは、前段落で述べた※6から想定される、「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第」である状況は、「〔事例3-1〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」ということになる。

7) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2009年7月8日改正）の第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。

〔制度3-1〕一財務諸表等規則，第8条の27

「貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」(傍線筆者)

〔制度3-2〕一日本公認会計士協会（2009），7．継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

次に、〔事例3-1〕に見られる「当該状況」、即ち、「将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当社グループ」が「前連結会計年度まで5期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上」しており、「当連結会計年度」においても、「営業損失56,824千円、当期純損失320,855千円を計上した結果、191,551千円の債務超過になつて」いる状況を「解消」するための「対応策」との関係で、〔事例3-1〕に

見られる「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第」である状況においては、「対応策」があっても、その「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている、と解釈できることがわかる。このことを踏まえると、この「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第」である状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（第1節で示した※1）と記述できるので、[事例3-1]には、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況が示されている、と解釈できることになる。

そうすると、先に示した※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張に対しては、次の主張（[主張A]）がなされる可能性がある。以下では、この[主張A]を評価し、その評価を踏まえた上で、上記の※3を正確に理解するために、上記の※3が意味していることと、意味していないことを明らかにする。

[主張A]

「本文で示した※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張に対しては、次のことが言える。それは、(1)：[事例3-1]の内容、及び(2)：2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度である[制度3-1]及び[制度3-2]を踏まえると、本文で示した※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況が、財務諸表の注記に示される場合があるとしても、その場合は、上記の※2に加えて、

財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示された上で、[事例3-1]に見られる「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第」である状況のような、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であるところの※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況が、その財務諸表の注記に示される場合に限られる、ということである。従って、上記の※3が、「※2のみ」が財務諸表の注記に示される余地がある」ことを意味しているとすれば、※3は誤りである。」(傍線筆者)

まず、この[主張A]の内容を踏まえると、[主張A]においては、※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況が、財務諸表の注記に示されることは、否定されていないことがわかる。しかし、[主張A]においては、※2が財務諸表の注記に示される場合があるとしても、その場合は、※2に加えて、〈1〉：財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示された上で、〈2〉：「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であるところの※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況が、その財務諸表の注記に示される場合に限られる旨が、述べられている。

ここで、前段落の〈1〉で述べたこととの関係では、一般に、財務諸表の注記に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示される余地があるのか、という問題は、考察される余地がある。しかし、その問題を考察することによって、財務諸表の注記に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示される余地があることが論証された場合でも、そのような余地がないことが論証された場合でも、次のことが言える。それは、(1)：※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経

営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況は、「継続企業の前提が疑わしい」状況において必要になる財務諸表の注記に示される余地があり、(2):※2, 即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況も、同じく「継続企業の前提が疑わしい」状況において必要になる財務諸表の注記に示される余地がある、ということである⁸⁾。

次に、2つ前の段落の(2)で述べたこととの関係では、次のことが言える。それは、本節でこれまで述べたように、①:[事例3-1]には、[1]:「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況(※2), 及び[2]:「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)が示されている、と解釈できるが、②:そのような[事例3-1]と対比すると、[1]:前節の(2)で示した「修正された[事例2-1]」、即ち、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される[事例2-1]、及び[2]:前節の(3)で示したところの、「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述が見られる[事例2-4]においては、上記の※1と※2について言えば、「※2のみ」が示されている、と解釈できるということである。ここで、上記の②で述べたこと

8) [事例3-1]については、そこに「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示される余地があるのか、という問題が生じる。しかし、この問題の考察の結果に関係なく、[事例3-1]に見られる「資金調達に伴う財務体質の改善については、第三者との交渉結果次第」である状況を一般的に記述した、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)は、本文で述べたように、財務諸表の注記に示される余地がある。

を踏まえると、[1]：※2が財務諸表の注記に示されることを否定していない[主張A]は、正しいことがわかるが、[2]：上記の※1と※2について、先ほど述べたように、※2が財務諸表の注記に示される場合が、※1がその財務諸表の注記に示される場合に限られる旨を述べ、「修正された[事例2-1]」及び「事例2-4」において想定できるような、「※2のみ」が財務諸表の注記に示される状況を考慮していない[主張A]は、誤りであることがわかる。

そうすると、上記の※1と※2について、前段落で述べたように、「※1及び※2」が示されている、と解釈できる[事例3-1]と対比すると、「修正された[事例2-1]」及び「事例2-4」には、「※2のみ」が示されている、と解釈できるので、(1)：※1と※2について、「※1及び※2」が示されていると解釈できる[事例3-1]と、(2)：そのような[事例3-1]との対比で、「※2のみ」が示されていると解釈できる「修正された[事例2-1]」及び「事例2-4」を踏まえると、次のことがわかる。それは、本節で示した※3、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況(※2)は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張は、※1と※2について言えば、①：「※2のみ」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味しているのではなく、②：「※2のみ」又は「※1及び※2」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味している、ということである。

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、一般に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況を解消するための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」がもたらす結果との関係で、財務諸表の注記に示される余地がある状況は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性が

あることが示唆されている」状況（※1）に限られるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、まず、(1)：第2節の(1)では、上記の※1ではない状況が何かあるとして、その状況は、財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される場合に、その財務諸表の注記に示されることになるのか、という問題を踏まえた上で、[事例2-1]を示し、[事例2-1]に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の注記が示される余地があるかどうかを判定する方法を示した。そして、(2)：第2節の(2)では、第2節の(1)で示した方法に基づいて、[事例2-1]には「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はないことを指摘し、[事例2-1]に見られる「当該状況」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況を指している、という推察のもとで、[事例2-1]には、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、当該状況が解消されると判断しておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述から、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述を除いた、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示されることになる、ということを指摘した。

他方、第2節の(2)では、上記の「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示される [事例2-1] を、「修正された [事例2-1]」とし、第2節の(3)では、この「修正された [事例2-1]」と対比するための事例として、[事例2-4]を示した。その上で、第2節の(3)では、「修正された [事例2-1]」及び [事例2-4] には、共に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていないことを指摘し、①：「修正された [事例2-1]」、即ち、「以上の施策を実施することにより、収益基盤を確保し経営の安定化を図り、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような」状況が解消されると判断して」いる旨のみが示

される〔事例2-1〕において、及び②：〔事例2-4〕に示されている、「改訂中期経営計画ライズVer.2」により継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております」という記述から、一般的に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）を想定することができ、修正された〔事例2-1〕及び〔事例2-4〕には、そのような「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況が示されている、と解釈できることを指摘した。

以上のように、本稿では、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況を解消するための、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」がもたらす結果との関係で、財務諸表の注記に示される余地がある状況として、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）に限られない、「修正された〔事例2-1〕」及び〔事例2-4〕のような、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述がない財務諸表の注記に示されている、と解釈できるところの※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況があることを示した。このことが、本稿の1つ目の結論である。

他方、第3節では、第2節の考察を踏まえて、将来の開示制度を設計するに当たっての指針になり得るところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張（※3）を提示した。そして、第3節では、①：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営

者が判断している」状況（※2），及び②：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が，経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）が示されている，と解釈できる〔事例3-1〕を示し，上記の※3とは一部異なる〔主張A〕を評価した上で，上記の※1と※2について言えば，※3は，[1]：「※2のみ」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味しているのではなく，[2]：「※2のみ」又は「※1及び※2」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味していることを指摘した。

ここで，第3節の議論を踏まえると，本稿は，〔事例3-1〕のような，①：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）に加えて，②：「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が，経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）が示されている財務諸表の注記があることを示したことになる。このことが，本稿の2つ目の結論である。

他方，第3節で示した〔主張A〕とは別に，上記の※2は，財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている場合にのみ，財務諸表の注記に示されることになる旨を主張する論者がいるかもしれない。しかし，上記の※2のみが財務諸表の注記に示されていると解釈できる，第2節の(2)で示した「修正された〔事例2-1〕」，及び第2節の(3)で示した〔事例2-4〕を踏まえると，そのような論者の考えは誤りであることがわかる。そうすると，財務諸表の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨，及び前段落で述べた※1が示されていない場合に，財務諸表の注記に「※2のみ」が示される余地があることを指摘した本稿は，2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度が適用されることの財務諸表の注記に，「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）のみを示す，という選択肢を経営者に与えた

ことになる。このことが、本稿の1つ目の貢献である。

また、第1節で示したような、「[制度1-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」と特徴付けられる、①:「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況（[制度1-1] (1)）、及び②:「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況（[制度1-1] (2)）、そして、③:「対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況（[制度1-1] (3)）、という形の「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)は、[制度1-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、[制度1-1] (1)~(3)のそれぞれに示されているが、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」がもたらす結果との関係で、財務諸表の注記に示される余地がある状況として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で示されている※1ではなく、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況(※2)があることを、先ほど述べた※3、即ち、「[※2のみ] 又は「※1及び※2」が財務諸表の注記に示される余地がある」という主張を意味している、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況(※2)は、財務諸表の注記に示される余地がある、という主張によって提示した本稿は、将来の開示制度の設計に当たって考慮され得る1つの状況(※2)を示したことになる。このことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」がもたらす結果との関係で、財務諸表の注記に示される余地がある状況として、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)だけでなく、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって、「継続企業の前

提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されると経営者が判断している」状況（※2）を示した。しかし本稿では、紙幅の都合により、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、(1):財務諸表の注記に示される余地がある状況と、(2):「継続企業の前提が疑わしい」状況における、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断の関係が特定され、その関係に注目した場合に、監査報告書において、「[監査意見]に「情報提供」（例えば、「追記情報」や「説明区分」）を加える」という説明は自明か、という問題を考察することができなかった。従って、この問題を考察すること、そして、この問題を考察した結果を踏まえて、日本の監査制度及び日本以外の監査制度(例えば、AICPA(1988), AICPA(2012), IFAC(2009), IFAC(2015))を評価することが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), *Going Concern*, January 2015.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2016), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(6)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第67巻第1号, 2016年7月.

坂柳 (2017), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に注目して—」, 『産業経理』, 第76巻第4号, 2017年1月.

日本公認会計士協会 (2009), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.